

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定

提案団体

兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。

具体的な支障事例

【現状】

都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。市町村計画の策定は、過疎対策事業債の発行等の支援措置の要件となっている。

都道府県は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる(任意)。

【支障】

都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。

都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義が低下している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

類似の方針と計画を統合することにより計画等の策定に伴う負担軽減が図られる。

根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

—

各府省からの第1次回答

以下の理由により都道府県計画の策定を不要とすることは困難。

- ・過疎方針に基づき、都道府県と市町村がそれぞれのように過疎対策を行うかを定めるものとして、都道府県・市町村計画の策定が必要であること。
 - ・過疎市町村の人的・技術的・財政的な資源の制約から、特に過疎対策において都道府県による支援の重要性が高まっており、令和3年3月に制定された現行過疎法において、都道府県の責務に係る規定(第6条)が新たに追加されたところであり、市町村と協力して効果的な過疎対策を講じる観点から、都道府県計画策定の必要性はより高まっていること。
- また、過疎対策は、様々な観点から総合的に実施するものであり、過疎計画の記載事項もこれに対応したものであることから、簡素化は困難である。
- なお、過疎方針に都道府県計画の内容を盛り込んだ場合、方針期間中の事業の追加等に応じて逐次国への協議・国の同意等が必要になり、かえって事務が煩雑になる可能性がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

過疎方針と都道府県計画が併存する現状では、関係者への意見聴取や庁内協議等の策定プロセスが二度手間になり、地方の負担となっている。過疎地域の持続的発展を図るという点で両者の目的に違いはなく、法第7条第2項第2号(過疎方針:実施すべき施策)と法第9条第2項(都道府県計画:市町村に協力して講じようとする措置)においても同様の事項を記載するものとされており、性格を異にするどころか、内容が極めて類似している。

過疎対策における都道府県の責務は理解するが、過疎方針と別に単独で都道府県計画を策定する必要性が低下していることは提案のとおりである。過疎対策を総合的な観点から実施する上で都道府県計画の簡素化が困難な場合でも、過疎方針と都道府県計画を一体的に策定すれば、市町村との協力による効果的な過疎対策の実施及び市町村計画の策定に支障は生じない。

また、過疎方針策定時の大臣協議及び同意は、過疎方針・都道府県計画・市町村計画のいずれも策定が任意とされていることや、管内の過疎地域における総合的かつ計画的な対策の実施は都道府県の責務(法第6条)であることから、第一義的には廃止することが地方の負担軽減と分権推進に資するものとする。また、大臣協議・同意を存続させる場合でも、過疎方針に統合した都道府県計画の部分についてまで逐次大臣協議・同意の対象とする必要はなく、協議対象項目を限定すれば効率的に実施できると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

過疎対策分野において内容の重複が見られる計画等については、統廃合などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

過疎地域の持続的発展を図るとする過疎方針と都道府県計画の目的は同じであり、また、記載事項の相当部分に重複がある。両者には基本計画と実施計画的な役割があることから性格を異にするものだとしても、一元化を不可とする理由にはならないのではないか。

市町村計画と国の施策との整合性については、本来市町村計画は、地域の実情に基づき施策を展開することで効果が発揮されるところであり、あらかじめ都道府県が市町村計画に対し独自に内容的規制・方向づけを加

える余地は少ないことから、市町村計画は過疎方針ではなく、法令に基づいて策定することを求めることで足りるのではないか。

国の施策について具体的な施策・方針を定めているのか。定めていないのであれば、国が掲げる目標（法第4条）について措置を講じていくことは、都道府県の責務（法第6条）として規定されていることから、都道府県においては当然に法の規定を踏まえ過疎方針を策定しており、国の施策との整合性を確認するために大臣同意にかからしめる必要まではないのではないか。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。

具体的な支障事例

【現行制度】

補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。

【支障事例】

転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

【支障の解決策】

新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。

<参考>

令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件

令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、千葉市、高知県

○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町

村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。

令和3年度 交付決定件数:19 件 うち支障事例件数(※):15 件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

各府省からの第1次回答

結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。

補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。

なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出しなければならず、申請時の負担が大きい状況が改善されない。

また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは高いものと捉えている。

本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながるとともに、事務手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

提案団体

山形県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。

具体的な支障事例

公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。

公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。

また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり2時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

根拠法令等

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27号、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県

○提案団体と同様の支障事例が生じていることから、国立大学法人と同様の制度改正を希望する。

○当団体では、総合大学を含む2大学1高専を公立大学法人が運営している。同法人が公立の教育研究機関として住民の理解を得ながら運営を継続していくためには、毎年度の業務実績評価等、現行制度に基づく関与

が必要であると考えている。

一定の条件の下、各自治体の判断で、毎年度の関与を廃止することを可能とする、いわゆる手挙げ方式を導入することは考えられる。ただし、その場合には、①業務負担の軽減を目的とする措置に国民の理解が得られるか、②公立大学法人とその他の地方独立行政法人との間に取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができるか、といった点について、整理する必要がある。

○当市においても、評価委員会から評価を受けるため、多大な事務量が生じているとともに、公立大学法人においても、業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に多くの時間を費やしている。

○公立大学法人については、6年ごとの県の中期目標や法人の中期計画の策定、中期計画実施4年目及び終了時の評価の際に県の評価委員会において意見聴取し、客観性や中立公正性を担保している。このような中、計画内容や実績に大きな変化が生じていない場合においても、毎年、時間と労力をかけて、法人が年度計画や実績報告書を作成し、県の評価委員会を開催して評価を受ける方法は非効率である。本提案のとおり効率化を図り、教育の質の向上や地域貢献に資する取組等に注力することが望ましい。

各府省からの第1次回答

公立大学法人を含む地方独立行政法人における年度計画においては、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について、法人の年度ごとの業務内容を明確化することにより、業務運営の透明性の確保や住民に対する説明責任を果たすことが求められている。この年度評価に基づく業務の見直しにより、業務の効率性や質の向上を図ることが求められている。

国立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止については、文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」等での検討を踏まえ、国が期待する世界最高水準の教育研究を先導する役割を担うため、国立大学において国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた新たな枠組みに見直すため、中期計画への指標の追加により適正な業務運営を担保しつつ、年度計画・年度評価の廃止により事務負担を軽減することとされた。

公立大学法人においては、国立大学法人における制度見直しの趣旨や公立大学法人を含めた地方独立行政法人の年度計画及び年度評価の義務づけにより業務運営の透明性や説明責任を担保していることとの整合性を踏まえつつ、公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任の担保については、①学校教育法で定める認証評価制度により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関からの評価を7年以内に1度受審する必要がある、外部組織が大学の教育研究活動や組織運営の状況を定期的に確認した上で、必要に応じて改善していく体制が整備されている。

また、②公立大学法人は、設立団体から毎年度財務諸表の承認を受ける必要がある、承認後は速やかに財務諸表を公告するとともに、財務諸表や事業報告書、決算報告書等を一般の閲覧に供することとなっている。

さらに、③公立大学は、設置者である各地方公共団体の地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるため、毎年、各自治体の議会に財務諸表等を提出し、地方公共団体の各種政策が体现されているかなどの評価により、適切なガバナンスが行われている。

加えて、山形県の公立大学法人を例にとれば、④公立大学法人は、重要施策のひとつである、若者の定着・回帰の促進に係る主要な担い手であり、その取組状況がチェックされるとともに、設立団体と常日頃から密接に連絡を取り合う関係にある。

これらの制度的な取組み(①～④)を基本に、公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任が担保されていると言えることから、年度計画・年度評価の廃止に向けての検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を踏まえ、必要な対応について検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

国立大学法人が同様の制度見直しを行ったことを踏まえ、前向きに検討をいただきたい。

検討のスケジュールについて第2次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過誤納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いためパンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。

【支障の解決策】

年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、パンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化およびペーパーレス化につながる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市

○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手

間も生じている。

○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数名でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。

○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excel ファイルで還付対象者等を管理している。件数は月 50 件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認し Access システムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自自治体で編集可能であることが望まれる。

○当市では、バッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。

○当市においては、職員により目視および手入力でデータを取り込んでいる。

○当市介護保険においても、死亡日以降に発生した特別徴収の過誤納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書（以下、「内訳書」と表記）の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。

○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1 件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、

- ・電子的な提供方法の検討
- ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証
- ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること
- ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか

等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

後期高齢者医療や介護保険の業務については、基本的にシステムで処理をしているにも関わらず、返納金内訳書が書面で郵送されていることにより、後期高齢者医療システムに取り込むためだけにパンチ業者を雇い、介護保険システムに取り込むために文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成し、システムに読み込む等の非効率な作業を行っている。

本提案が実現することで、業務の効率化及びペーパーレス化につながるため、前向きに検討するよう強く求める。

関係者の意見を聞くにあたっては、現時点でどのような手法を考えているのか、具体的な手法とスケジュール感を教えていただきたい。また、提供されるデータを取り込み、一括処理を可能とするための市町村システム改修及び事務フローの見直しには時間を要するため、早期の段階で実施に向けたスケジュールを各市町村へ示していただくとともに、期間内に改修できない市町村がある場合は、従来の紙による提供と電子的な提供を併用する期間を設けるなどの対策を検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

206

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

官庁会計システム(ADAMSⅡ)における地方交付税交付金支払事務処理期限の見直し

提案団体

岩手県、宮城県、秋田県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

官庁会計システム(ADAMSⅡ)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善

具体的な支障事例

官庁会計システム(ADMASⅡ)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後に、各都道府県で支出決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない。
事前に処理日程は示されるものの、示達の具体の時間が事前には概ねの時間帯のみしか示されない(当日の「午前中」など)ことから、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は示達の連絡を待ち続ける必要があるとともに、連絡があり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達の当日は、担当者は他の業務執行が難しくなるなどの影響が生じている。

このことから、いずれの交付の場合でも共通で、示達日から処理期限まで1日程度の猶予が必要と考える。

(参考)

- 令和3年度に示達日の当日中の処理となった交付金
 - ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(4月概算交付分)
 - ・地方交付税交付金(12月追加交付分)
 - ・特別交付税(12月交付分)
 - ・特別交付税及び震災復興特別交付税(3月交付分)
- 令和3年度に示達日の翌営業日までの処理となった交付金
 - ・地方交付税交付金(6月概算交付分)
 - ・震災復興特別交付税(9月交付分)
 - ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(9月定例交付分)
 - ・地方交付税交付金(11月定例交付分)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体の事務負担の軽減が図られるものとする。

根拠法令等

地方交付税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、山口県、長崎県、大分県

○厚生労働省及び内閣府所管の補助金及び交付金等においても、示達日から支払指定日までの日数が短く（2営業日や3営業日）、同様の事務負担が生じているものがある。また、厚生労働省においては、補助金等の請求行為における交付決定（変更交付決定）通知書や負担行為担当官（厚生労働省各局長）からの負担行為決議書の送付が遅いため、支払指定日までの日数が短期間となり、同様の事務負担が生じている。

○他県提案のとおり、総務省関連の示達日は遅く、毎回、タイトな事務処理を強いられている状況である。総務省内の事務処理に時間がかかるのであれば、直接、総務省から各自治体に入金処理を行うなど、抜本的な事務改善をお願いしたい。

○総務省から県市町村課への示達日から処理期限までが短期間のため、県市町村課からの連絡から市町村の受入事務までの処理も短時間で処理が必要となっている。

○当県においては、支出負担行為担当官の別業務による出張や休暇の取り止め・日程変更などの支障が生じている。

○当県の支出官業務においても、処理期限までに支出決定通知（確認入力）を行う必要があるため、決裁権者や担当者の日程調整が必要であり、他の業務の遂行にも影響が生じる場合がある。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体が行政サービスを提供する上で重要な固有の一般財源であるため、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、速やかな交付に努めている。

また、「国庫金の効率的な管理について（平成17年8月26日 財務省）」により、地方交付税の交付日は原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とされているところである。これにより、特に4月概算交付分は原則として4月2日が交付日となり、年度当初（4月1日）に交付決定（示達）を行ったとしても交付日の前日である4月1日中のADAMSⅡによる処理が必要となる。

6月以降分については、可能な限り余裕のある処理日程としながらも、引き続き、ご意見を踏まえて適切な処理日程について検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付決定（示達）の当日に支払い事務処理を行う必要があることで、他の業務執行が難しくなるなどの影響は、普通交付税だけでなく、特別交付税や震災復興特別交付税においても同様であり、処理日程の見直しにより、地方公共団体の事務負担の軽減が期待される。例えば、震災復興特別交付税の令和3年度9月交付において、9月3日（金）に示達がなされ、示達から2営業日目の9月7日（火）に交付された事例（示達日の翌営業日（9月6日（月））までの事務処理とされた例）もあること等を踏まえ、引き続き、普通交付税をはじめとした地方交付税の速やかな交付に努めていただくとともに、可能な限り余裕のある処理日程となるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

212

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

通信業について

都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

放送業について

テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）、ラジオ放送業（衛星放送業を除く）及びその他の民間放送業について、関係する都道府県において連絡体制の構築が図られている等、適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、許認可等の権限を都道府県へ移譲することは可能であるとする。衛星放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

有線放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

インターネット附随サービス業について

（ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業）

都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

映像・音声・文字情報制作業について

（映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）、テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業、ラジオ番組制作業、ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業）

映像・音声・文字情報制作業について、都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

郵便業及び郵便局の業務について

郵便業及び郵便局の業務は日本郵便が主体となり行われており、事業協同組合等の設立は想定されないため、認可等権限移譲の対象となり得ない。

信書便事業について

事業協同組合等の設立の認可等について、2以上の都道府県の区域にわたる場合も都道府県において対応することについては、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づく信書便事業の許認可業務に対して特段の支障はなく、都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

行政書士について

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第111条第1項第1号の規定に基づき、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等で、組合員の資格として当該組合の定款に定められる事業に行政書士事業が規定されている場合、認可等の事務については、事業の所管大臣である総務大臣にて行っているところである。2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務について、総務大臣から都道府県知事へ権限の移譲を検討するに当たっては、都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

既に、厚生労働省（地方厚生局所管業務）、農林水産省、経済産業省及び国土交通省（地方運輸局又は地方整備局所管業務）が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

行政書士業について、「都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。」と回答されているが、事業協同組合の認可に係る権限移譲では、統一かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

その一方、都道府県は業の資格の所管行政庁ではないため、組合としての許認可に係る業務以外でどのような支障が起きるかの確認ができない。支障が起きるとは具体的にどのようなことを想定されているのかお示しいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。